Ⅴ　獣医学上の知識を必要としない業務
Ⅵ　無職
（Ⅰ又はⅡを○で囲んだ者は、Ⅰのiからⅴまで又はⅡのiからⅲまでの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。）
6　試験研究に従事（大学勤務を除く。）
7　獣医系大学で教育に従事（教官又は教員）
8　獣医系大学の勤務者（大学院生を含む。）で7以外に従事
9　獣医系大学以外で教育に従事（教官又は教員）
10　その他の業務に従事
ア　製薬　イ　飼料　ウ　その他
（5又は10を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。）
010　競馬関係団体
011　民間企業
012　公益法人、一般社団法人等
013　その他
（04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。）
①　本庁等
②　検査指導機関
③　家畜保健衛生所等
④　保健所等
⑤　食肉衛生検査所等
⑥　その他

ふりがな 勤務先の名称	
(12)　勤務先の所在地	〒□□□－□□□□　電話（　　－　　－　　） 都道府県　市郡　区　町村
(13)　従たる職業の概要	
(14)　備考	

（日本工業規格Ａ４）

注意
1　登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。
2　主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
一　産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
二　小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令（平成四年政令第二百七十三号）第二条各号に掲げる飼育動物（以下「小鳥」という。）であるものをいう。
三　Ⅰ及びⅡ以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
3　勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　特定組合　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第五十三条の二第四項に規定する特定組合をいう。
二　公益法人　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人をいう。
三　一般社団法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。
4　従たる職業の概要には、(9)欄及び(10)欄から該当する番号を併せ記入すること。また、(9)欄のⅠ又はⅡを業務の種類として選択した場合には、Ⅰのiからⅴまで又はⅡのiからⅲまでの主たる対象を一つ記入し、(10)欄の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。
5　届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を備考欄に記入すること。

附　則

この省令は、平成二十四年九月二十四日から施行する。

告　示

○国土交通省告示第千四十三号

平成二十五年度における公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び平成二十五年度における法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第二十三条に規定する率を次のように定めたので、告示する。

平成二十四年九月二十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

住宅の構造	建設年度	北海道地区に適用される率	東北地区に適用される率	関東地区に適用される率	北陸地区に適用される率	中部地区に適用される率	近畿地区に適用される率	中国地区に適用される率	四国地区に適用される率	九州地区に適用される率
耐火構造	昭和二一	—	四・八分	四・三分	四・五分	四・八分	四・九分	四・四〇	四・四〇	四七・〇分
	二二	—	三・六分	三・五分	三・七分	三・九分	三・九分	三・五分	三・六分	三六・〇分
	二三	—	四・一〇	四・〇一	四・二一	四・二一	四・一一	四・一一	四・一一	四七・七一
	二四	九・一七	三・六一	三・五一	三・六一	三・七〇	三・六七	三・九二	三・八一	四・三一
	二五	八・四三	三・五四	三・八〇	三・七一	三・七〇	三・六七	三・八九	三・八一	四・三五
	二六	八・六三	三・八三	三・九九	三・九三	三・七三	三・六四	三・八六	三・八〇	四・三八
	二七	七・九五	三・〇三	三・〇五	三・〇六	三・〇四	三・〇二	三・〇六	三・〇四	四・三八
	二八	六・六三	三・八七	三・九四	三・九八	三・九六	三・九五	三・九八	三・九五	四・四二
	二九	六・五三	三・七九	三・八〇	三・八〇	三・八〇	三・七九	三・八〇	三・七九	四・四二
	三〇	七・二一	三・八六	三・八三	三・八七	三・九四	三・九二	三・九四	三・九二	四・四五
	三一	七・一三	三・九一	三・九〇	三・九四	三・九六	三・九五	三・九七	三・九五	四・四五
	三二	七・一三	三・九一	三・九〇	三・九四	三・九六	三・九五	三・九七	三・九五	四・四五
	三三	七・二一	三・九六	三・九五	三・九九	四・〇一	三・九九	四・〇一	三・九九	四・四八
	三四	七・三九	四・〇八	四・〇一	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・四八
	三五	六・四七	四・〇八	四・〇一	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・四八
	三六	六・四三	四・〇八	四・〇一	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・四八
	三七	五・九一	四・〇九	四・〇二	四・〇五	四・〇八	四・〇六	四・〇八	四・〇六	四・四八
	三八	五・七一	四・〇六	四・〇三	四・〇六	四・〇九	四・〇七	四・〇九	四・〇七	四・四八
	三九	四・四四	四・〇四	四・〇一	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・四八
	四〇	四・二九	四・〇四	四・〇一	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・四八
	四一	四・二五	四・〇三	四・〇〇	四・〇三	四・〇五	四・〇三	四・〇五	四・〇三	四・四八
	四二	四・〇九	三・九四	三・九三	三・九六	三・九八	三・九七	三・九九	三・九七	四・四八
	四三	三・九六	三・九五	三・九四	三・九七	三・九九	三・九八	四・〇〇	三・九八	四・四八
	四四	三・九四	三・九五	三・九四	三・九七	三・九九	三・九八	四・〇〇	三・九八	四・四八
	四五	三・九六	三・九七	三・九六	三・九九	四・〇一	四・〇〇	四・〇二	四・〇〇	四・四八
	四六	三・八九	三・九一	三・九〇	三・九三	三・九五	三・九四	三・九六	三・九四	四・四八
	四七	四・〇九	三・九六	三・九五	三・九八	四・〇〇	三・九九	四・〇一	三・九九	四・四八
	四八	四・〇六	三・九八	三・九七	四・〇〇	四・〇二	四・〇一	四・〇三	四・〇一	四・四八
	四九	四・〇三	三・九九	三・九八	四・〇一	四・〇三	四・〇二	四・〇四	四・〇二	四・四八
	五〇	四・〇〇	四・〇〇	三・九九	四・〇二	四・〇四	四・〇三	四・〇五	四・〇三	四・四八
	五一	三・九八	四・〇一	四・〇〇	四・〇三	四・〇五	四・〇四	四・〇六	四・〇四	四・四八